

平成16年(モ)第7971号 文書提出命令申立事件

(本案・平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号、平成16年(ワ)第104号 損害賠償等請求事件)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

第1 文書の表示

- 1 コトパンジャン・ダム（相手方らの呼称によれば「コタパンジャン・ダム」、以下「本件ダム」という。）建設融資に関する交渉過程での「討議の記録」（1990年）（以下「本件討議の記録」という。）
- 2 海外経済協力基金（以下「O E C F」という。なお、平成11年10月1日以降は相手方国際協力銀行（以下「相手方J B I C」という。）に組織変更された。）とインドネシア共和国政府（以下「インドネシア政府」という。）との間に締結された本件ダム建設融資に関する借款契約（1990年12月14日、1991年9月25日）（以下、併せて「本件借款契約」という。）

第2 申立ての理由の要旨

1 証明すべき事実

(1) 本件討議の記録

ア 本件討議の記録に、本件ダム建設計画（以下「本件プロジェクト」という。）を開始するに当たって、①事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転する、②事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保される、③事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続によって各世帯から個別に取り付ける旨の3条件（以下「本件3条件」という。）が規定され

ていること。

イ 相手方国は、本件3条件に基づき、本件プロジェクトにより現地住民の権利を不当に侵害しないよう、現地住民に生活水準の低下をもたらす要因がないかどうか、移転同意及び補償同意が公正かつ平等な手続によって各世帯から個別に取り付けられているかどうかを注意して確認する義務を負担したこと。

## (2) 本件借款契約

ア 本件借款契約に本件3条件が規定され、本件3条件の履行確保のために、  
①コンサルタント契約にOECFが同意するに当たり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること、②ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結にOECFが同意し借款を実行するに当たり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること、③ダムの貯水開始に当たり、住民移転が完了しており、移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されている旨の条件が満たされていること、④事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書をOECFに提出することの各特約条項（以下「本件履行確保特約条項」という。）が付されていること。

イ 相手方らにおいて、本件3条件及び本件履行確保特約条項により、本件プロジェクトが現地住民の権利を不当に侵害しないよう、現地住民に生活水準の低下をもたらす要因がないかどうか、移転同意及び補償同意が公正かつ平等な手段によって各世帯から個別に取り付けられているかどうかを注意して確認する義務を負担したこと。

ウ 相手方らが、本件プロジェクトの実行段階において、本件履行確保特約条項に従って、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書

の提出を受けるとともに、自らも住民移転同意及び補償合意手続の進行状況や移転地の状況等を調査し、本件3条件及び本件履行確保特約条項の条件を満たしているかどうかを判断して、本件プロジェクトの進行に必要なコンサルタント契約及び資機材や役務の調達契約の締結への同意並びに本件ダム貯水開始への同意を行う義務を負担したこと。

## 2 文書の所持者

### (1) 本件討議の記録

相手方国

### (2) 本件借款契約

相手方J B I C

## 3 文書提出義務及び証拠調べの必要性について

別紙文書提出義務及び証拠調べの必要性に関する当事者双方の主張及び監督官庁の意見の要旨のとおりである。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 事案の概要

本件の本案事件は、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）籍の外国人ら合計8397名の申立人らが、インドネシアのスマトラ島内の多目的ダムである本件ダム建設における本件プロジェクトに関し、相手方J B I C及び同相手方を指揮監督する立場にある相手方国は、相手方J B I Cとインドネシア政府が本件借款契約を締結し、その後、本件ダムを建設し、貯水を開始する際等において、本件3条件に基づく注意義務及び非自発的移住に対する注意義務に基づき、本件プロジェクトを中止又は修正し、インドネシア政府に対して本件3条件の履行を求め、住民の移転問題等が解決する状況の下で本件プロジェクトを進める注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った義務違反行為により、相手方インドネシア環境フォーラム（Wahana Lingkungan Hidup Indonesia、以下「申立人WALHI」という。）を除く申立人ら（以下「申

立人住民ら」という。)は、人格権が侵害され、生活上の損害を被り、申立人WALHIは、相手方のために、本件ダム建設によるインドネシアの自然生態系の破壊を阻止し、破壊された自然生態系を回復する事務のために費用を負担したと主張して、申立人らにおいて、相手方国に対し、インドネシア政府及びインドネシア国営電力公社(以下「PLN」という。)に対して有する人格権に基づく原状回復請求権により、インドネシア政府及びPLNを代位して、インドネシア政府及びPLNの相手方国らに対する適切な監理行為を求める契約上の権利に基づき、インドネシア政府及びPLNに本件ダムの水門を開扉することによる環境復元整備の措置を行うこと等を勧告することを求め、相手方らに対し、申立人住民らにおいて、不法行為に基づき、総額約42億円の損害賠償を求め、申立人WALHIにおいて、事務管理及びインドネシア環境管理办法に基づき、費消した管理費の支払を求める事案である。

これに対し、相手方らは、申立人らの上記勧告請求及び申立人WALHIの管理費支払請求は不適法であり、申立人住民らの損害賠償請求については、相手方らに申立人らの主張する注意義務が存在せず、また注意義務違反もないとして、申立人らの請求を争っている。

## 2 事実関係

一件記録によれば、次の事実を認めることができる。

- (1) 政府開発援助(ODA)は、政府資金による開発途上国への経済協力のうち、商業ベースのものに比べて一定の基準以上に開発途上国にとって有利な条件のものをいい、そのうちの2国間援助については、贈与である無償資金協力及び技術協力と政府貸付けである有償資金協力がある。円借款は、有償資金協力であり、開発途上国等に対し、元本及び利子の返済を前提として、資金を供与するものであり、大きく分けて、プロジェクト借款、ノンプロジェクト型借款及び債務救済があり、プロジェクト借款の中には、ダム、発電所、工場の建設等のあらかじめ策定されたプロジェクトに必要な設備、資機

材，サービス，土木工事等の調達資金を融資する「プロジェクト借款」，フィージビリティ調査の見直し，入札書類の作成等，プロジェクトの設計にかかるエンジニアリング・サービスに必要な資金を融資する「エンジニアリング・サービス借款」等がある。

- (2) 本件プロジェクトについては，日本国政府は，インドネシア政府から，開発調査の一つであるフィージビリティ調査（F／S），エンジニアリング・サービス（E／S），第1期工事及び第2期工事の4度にわたって，ODAの要請を受け，開発調査については技術協力を，その他については有償資金協力を行った。
- (3) 本件プロジェクトの円借款のように，あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な調達資金を融資するプロジェクト借款については，開発途上国政府が外交文書（口上書）によって日本国の在外公館に円借款の要請を行い，これに対し，関係4省庁（外務省，大蔵省，通商産業省，経済企画庁，平成12年以前）は，OECFから必要な情報を得ながら要請案件の検討を行い，開発途上国政府と協議し，調査を行った上で，政府としての円借款供与方針が決定され，閣議了承により，日本国政府と開発途上国政府間で交換公文（E／N）を締結するという手順を踏む。
- (4) 交換公文（E／N）は，日本国政府と開発途上国政府との間で締結される国際約束であり，円借款供与に際し，供与される借款の限度額，主要条件，借款の対象事業等の概要を定めており，一般にOECFにより借入人である開発途上国政府・実施機関に対して円借款を供与することが規定されているが，これは日本国政府が，日本国において施行されている法令に従って，交換公文に則った借款がOECFにより現実に供与されることになるよう，日本国政府として有する権限内において努力する趣旨を定めたものである。
- (5) 交換公文締結の際に，日本国政府と開発途上国政府との間で，交換公文上の語句の定義等のほか，交換公文に記載するにはなじまない事項について，

その付属文書として、「討議の記録」(R/D)を作成し、署名する。

討議の記録は、外交実務上、法的な拘束力を有さず、交換公文に記載するにはなじまない、外交交渉や意見交換等の過程で表明された当事者双方の政策的な意図や立場等が記録されるのが通常であり、特に、融資を受ける国の政府の意図表明については、政治的・道義的な観点から、同政府がその内容を踏まえ、行動することが求められる。

討議の記録には、様々なものがあり、現に公開されているものもあるが、円借款の際の討議の記録は、交換公文の本文で合意するほどではないが、借款の効果的かつ適正な運用という観点から記録にとどめて確認するものであり、借款の運用又は実施上の諸点に係るものが多いとされており、開発途上国との間で公開することを前提としないで作成されている。

(6) 交換公文が締結されると、O E C F と開発途上国政府との間で、借款契約(L/A)が締結される。円借款の借款契約は、交換公文に従って、借款の実施方法をより詳細かつ具体的に定めるものであり、その項目は次のとおりである。

ア 借款の金額及び目的（対象事業明示）、資金使途等（調達適格国からの物・役務の調達に充当、貸付実行期限）

イ 元本の償還スケジュール、利息及びその支払方法（利息計算期間、利払日）

ウ 基本約定

エ 借款の保証

オ 調達手続

カ 貸付実行手続

キ 借款の監理（事業実施機関の明示、コンサルタントの雇用、内貨予算・不足資金の手当、進捗状況報告・完成状況報告書の提出等）

(7) 本件討議の記録は、平成2年12月13日、ジャカルタで取り交わされた

円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア政府との間の交換公文（乙A第11号証）に付属するものである。この交換公文では、本件プロジェクトについては、次のとおり決定されていた。

ア コタパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業計画（第1期）を実施するため、OECFにより、日本国関係法令に従って、インドネシア政府に対し、125億円を限度額とする円貨による事業計画借款が供与されることになる。

イ 上記借款は、インドネシア政府とOECFとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。この借款条件及び使用に関する手続は、次の原則を含むことになる上記借款契約によって規制される。

(ア) 償還期間は、10年の据置期間の後20年とする。

(イ) 利子率は、年2.5パーセントとする。

(ウ) 支出期間は、関係借款契約の発効の日から7年とする。

ウ 上記借款契約は、OECFが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

エ 上記借款は、インドネシアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、上記計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることがある契約に基づいて行われるものと対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

オ 上記借款の一部は、当該計画に基づく奨学プログラムの参加者が、インドネシアの経済社会開発に必要とされる分野における特別の技術的経験又は知識を習得するために必要な経費に充てることができる。

カ 上記借款の一部は、上記計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

キ インドネシア政府は、要請に応じ、日本国政府に対し、上記計画の進捗状況についての報告を提出する。

ク インドネシア政府は、OECFについて、上記借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金又は租税を免除する。

ケ インドネシア政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が上記借款に基づいて既に行ったか又は行うことのある生産物又は役務の供給から取得する所得に関するインドネシアのすべての財政課徴金又は租税を負担する。

コ インドネシア政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が上記借款の対象として取り上げられる計画の実施のために必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関するすべてのインドネシアの関税及びそれに関連する公課を負担する。

サ インドネシア政府は、上記借款が適正にかつ専ら上記工にいう生産物又は役務を購入するために使用され、建設される施設が、この了解に定められた目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されることを確保するために必要な措置をとる。

シ 日本国政府及びインドネシア政府は、共同して上記借款の実施の進捗状況を隨時検討し、上記借款の円滑かつ効果的な使用を確保するために必要な措置をとり、また、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

(8) 上記交換公文とともに作成された本件討議の記録については、外務省経済協力局長が、平成3年4月22日の国会答弁において、日本国政府部内で検討し、環境配慮のためのOECFガイドラインに沿ってインドネシア側の取り組みにつき確認を行うとともに、OECFのミッションが移転候補地や移転予定の村落を視察するといったような調査を行っており、日本国としては、

検討の過程において、インドネシア側に対し、環境配慮の重要性を強調し、環境、住民移転等の諸点についてインドネシア政府が具体的措置を講ずる旨を種々の段階で確認し、このような移転の問題それから補償基準等の問題を中心に討議の記録という形で文書の形式にしたが、現地で補償問題等住民移転の交渉が進行中であり、非公開を前提に先方政府と取り交わしたものであると説明した（甲B第24号証14頁）。

また、情報公開審査会が見分したところによれば、本件討議の記録は、外務省とインドネシア政府との間で行った交渉の過程で行われた討議の主要内容を記録したものであり、同文書には、外務省がインドネシア政府に求めた本件プロジェクトに係る円借款の前提となる条件等が記載されており、本件プロジェクトを遂行するに当たって懸念される問題について、インドネシア政府によって確実に具体的な対応措置がとられることを担保するために、日本国として条件を付したもの等であり、上記国会答弁で明らかにされたと同旨のものが含まれているが、その内容全体についてはこれまで公表されておらず、既に公表された情報を記載した部分とその他の部分が容易に区分し難い状態で含まれていた（疎乙第1号証）。

(9) 本件借款契約は、上記交換公文に基づいて平成2年12月14日に締結された借款契約、及びその後、本件プロジェクトの第2期工事について、平成3年9月19日に締結された円借款についての交換公文に基づき、同月25日に締結された円借款契約であるが、平成11年5月17日の参議院行政監視委員会において、OECFの理事は、上記借款契約において、本件3条件が定められていることを大筋で認めた（乙B第12号証13頁）。

また、情報公開審査会が見分したところによれば、本件借款契約は、それぞれ本文及び付帯文書から成っており、本文は、表紙、目次及び各契約条項により構成され、借款の金額、目的、償還、利息とその支払方法が約定され、さらに、特約条項、調達手続、借款の監理、通知や請求に関する手続事項等

が互いに関連づけて具体的に記述されており、各条項は密接不可分であって、本件3条件部分だけを切り分けることは困難であると判断されている。

### 3 本件討議の記録について

- (1) 相手方国は、本件討議の記録を所持していることを認めている。
- (2) 民訴法220条4号口該当性について

ア 前記認定事実によれば、本件討議の記録は、政府開発援助（ODA）の一種である円借款供与を決するにあたり、交換公文の付属文書として、インドネシア政府との間で協力内容を討議する過程で、移転地の確保等住民の移転に関わる問題や住民に対する補償基準等の問題を中心に、野生動物の保護に関する措置等の問題も含めて、日本国政府からインドネシア政府に対し、適切な配慮を行うよう要請し、これを受けた同政府が、具体的な措置をとることについて確認した討議の内容を、非公開を前提に記録した文書であることが認められる。

イ そうすると、本件討議の記録の内容は、すべて日本国政府の担当者がインドネシア政府との間で交換公文を締結するための業務を遂行したことにより知り得た事実であり、非公知の事項であって、実質的にも秘密として保護するに値するものであるから、公務員の職務上の秘密に関する文書（民訴法220条4号口、同法223条3項）であるといえる。

ウ そこで、民訴法223条4項に従い、監督官庁の意見が「相当の理由があると認めるに足りない」か否かを検討する。

前記認定事実によれば、円借款に関する交換公文締結の過程で作成された本件討議の記録は、外交実務上、法的な拘束力を有さず、交換公文に記載するにはなじまない、外交交渉や意見交換等の過程で表明された当事者双方の政策的な意図や立場等が記録されるのであり、特に、融資を受ける国の政府の意図表明については、政治的・道義的な観点から、同政府がその内容を踏まえ、行動することが求められるとされているから、このよう

な討議の記録の慣例からしても、本件討議の記録は、当事者双方が公開されることを前提としている交換公文等には記録しないことを前提として作成したものであるといえる。

そして、本件討議の記録には、前記のとおり、本件の円借款の供与に当たって懸念される事項について、日本国政府からインドネシア政府に対して要請した内容が記載されているのであるから、以上の討議の記録の外交実務上の性質、本件討議の記録が非公開を前提として作成されているという性質及びその内容からすれば、これが公にされれば、日本国とインドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがあると認めるのが相当である。

また、前記認定のとおり、国会答弁の内容から、本件討議の記録に、移転地の確保の問題等の住民移転に関する問題、補償基準等の問題を中心とした日本国政府とインドネシア政府の討議の内容が記載されていることまでは分かるとしても、それが、具体的にどのような形で記載されているのかまで明らかにされているとはいえず、前記の討議の記録の性質からすれば、本件討議の記録は、これに記録されている日本国政府とインドネシア政府との間の具体的なやりとりそれ自体を非公開とすることに意味があるのであり、記載されている内容の一部又は要旨が公開されているからといって、いまだその公務秘密性が失われているということはできない。

エ 以上によれば、本件討議の記録の提出によりインドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがあることを理由として、本件討議の記録が民訴法220条4号口所定の文書に該当する旨の監督官庁の意見について、相当の理由があると認めるに足りないということはできない。

## (2) 民訴法220条3号該当性について

本件討議の記録が、上記のとおり、公務員の職務上の秘密に関する文書であって、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（民訴法220条4号口）に該当する以上、民訴法191条、197条1項

1号の各規定の趣旨に照らし、相手方国は、本件討議の記録の提出を拒むことができるものというべきであるから、民訴法220条3号に基づく本件申立てについても、その理由がないことは明らかである（最高裁平成16年2月20日第二小法廷決定・裁判集民事213号541頁）。

#### 4 本件借款契約について

(1) 相手方J B I Cは、本件借款契約を所持していることを認めている。

(2) 民訴法220条4号口該当性について

ア 相手方J B I C職員の「公務員」（民訴法220条4号口）該当性

公務員は、公務の民主的能率的運営を確保するため、「職務上知り得た秘密」を漏らしてはならず、民訴法に基づいて「職務上の秘密」について証言したり、「職務上の秘密」が記載された文書を書証として提出する場合、所轄庁の長又は任命権者の許可が必要である（国家公務員法100条、地方公務員法34条）ところ、公務員に対する証人尋問の場合は、民訴法191条によって、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる場合に限って、監督官庁は証言をすることについて承認を拒むことができることとされており、民訴法220条4号においても、これと同趣旨で公務秘密文書を除外文書としたのであるから、同条項にいう公務員の職務上の秘密とは、公務員に対して守秘義務が課せられている「職務上の秘密」、すなわち、いわゆる実質秘に相当するものである。

以上の趣旨にかんがみると、同条の「公務員」には、実質秘たる公務秘密を知り得るところの公務に従事する者とみなされて、法令上の守秘義務が課されている法人の職員も含むと解するのが相当である。

そして、相手方J B I Cの職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないと定められているから（国際協力銀行法19条）、その取り扱った内容が公務上の秘密である限り、民訴法220条4号口の「公務員」に該当すると解される。

#### イ 本件借款契約の内容

前記認定によれば、本件借款契約は、政府開発援助（O D A）の一種である円借款供与を実施するに当たり、日本国政府とインドネシア政府との間で交換公文が締結された後、当該交換公文の内容を踏まえて、平成2年12月14日及び平成3年9月25日に、相手方J B I Cとインドネシア政府との間で締結された契約である。

そして、本件借款契約は、それぞれ本文及び付帯文書から成っており、本文は、表紙、目次及び各契約条項により構成され、借款の金額、目的、償還、利息とその支払方法が約定され、さらに、特約条項、調達手続、借款の監理、通知や請求に関する手続事項等が互いに関連づけて具体的に記述されているとされている。

ウ 以上ア、イによれば、本件借款契約は、公務員の職務上の秘密に関する文書（民訴法220条4号口、同法223条3項）であるというべきである。

エ そこで、民訴法223条4項に従い、監督官庁の意見が「相当の理由があると認めるに足りない」か否かを検討する。

まず、前記のとおり、借款契約は、それ自体は私法上の契約であるが、日本国政府の行う政府開発援助の1つである円借款事業として、インドネシア政府との間の外交文書である交換公文の枠内において締結されるものであるから、日本国政府の行う円借款事業と不可分の関係にある。

そして、前記イのとおり、本件借款契約に記載されているとされる融資条件等の事項は、インドネシア政府による償還を確実にするための種々の条項が含まれると推認されるところ、かかる事項は、インドネシア政府の信用力や事業実施能力に対する相手方J B I Cの判断を前提に決定されるのであり、このような事項を公開することは、結果的にインドネシア政府の信用力及び事業実施能力に対する評価が推し量られることになると推認

することができるから、これが公表されることにより、日本国とインドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがあると認められ、加えて、本件借款契約を公開すれば、これまで締結された借款契約の融資条件の見直しや、これから的新規案件における条件設定に影響を及ぼすことも予測され、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるのが相当である。

オ 申立人らは、監督官庁が、既に公になっている本件3条件及び本件履行確保特約条項に関する部分の一部提出については何ら意見を付していないから、同部分には秘密性が存しない旨主張する。

確かに、相手方J B I Cの主張によっても、本件借款契約において、本件3条件に関する記載が、同契約中に分散して存在することはされているものの、他方で、相手方J B I Cは、本件履行確保特約条項の存在を否定している上、公にされているという内容も、本件3条件の概略にすぎず、これが具体的にどのように規定されているのかについてまで公知の事実であるとはいえない。また、本件借款契約の中から本件3条件部分を切り分けて開示しようとしても、各条項が密接不可分に関係しており、開示部分から結果的にインドネシア政府の信用力及び事業実施能力に対する評価が推し量られるおそれを否定し得ない。したがって、申立人らの上記主張を採用することはできない。

カ また、申立人らは、監督官庁の意見は抽象的であり、具体的な理由を示したものであるとはいえないと主張するが、これが公表されることによる影響は上記のとおり考えられるのであるから、その意見が抽象的であるという主張は当たらない。

キ 以上によれば、本件借款契約の提出によりインドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがあり、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることを理由として、本件借款契約が民訴法220条4号口所定の文書に該当する旨の監督官庁の意見について、相当の理由があると認めるに足りないと

いうことはできない。

(3) 民訴法220条3号に基づく申立てについて

本件借款契約が、上記のとおり、公務員の職務上の秘密に関する文書であって、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものに当たると解される以上、民訴法220条3号に基づく本件申立てについても、その理由がないことは前記のとおりである。

5 結論

以上の次第で、その余の点について判断するまでもなく、本件申立てはいずれも理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成18年6月9日

東京地方裁判所民事第49部

裁判長裁判官 富 善 範

裁判官 関 述 之

裁判官 不 破 大 輔

(別紙) 文書提出義務及び証拠調べの必要性に関する当事者双方の主張及び監督  
官庁の意見の要旨

1 本件討議の記録の文書提出義務の有無

(1) 民訴法 220 条 4 号口該当性について

(監督官庁の意見)

ア 本件討議の記録は、円借款に係るインドネシア政府との交渉の過程で行われた討議の主要内容を記録したものであり、インドネシア政府との間で非公表を前提に作成された文書であるから、これを公にすることは、インドネシア政府の意思に一方的に反することになり、相互の信頼関係に基づき保たれている正常な関係が損なわれるおそれがある。また、相手国の意向にかかわらず公にしたことが他国にも知られれば、現在円借款事業を実施している国や、今後実施するであろうほかの国々から十分な情報を得ることができなくなるおそれがあり、ひいては、円借款事業の遂行自体にも影響が及ぶおそれがある。

イ また、本件討議の記録には、インドネシア政府独自の事情を踏まえて記載した条項が含まれており、これを公にすることは、今後の円借款案件に係る交渉において、他国の円借款案件と比較することにより、その国から条項等の見直しを求められるおそれがある。

ウ 以上のとおり、本件討議の記録は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であり、民訴法 220 条 4 号口に該当する。

(相手方国の主張)

ア 外交文書として作成される討議の記録は、一般に、外交交渉や意見交換等において、二国間の政府又は関係当局の間で討議された内容を記録することをその当事者が望む場合に作成される。記録される内容は様々であるが、外交交渉や意見交換等の過程で表明された当事者双方の政策的な意図や立場等

が記録される場合が一般的である。また、条約等の国際約束の締結の際にその条約等の適用や解釈について両国の当事者間で確認する場合、両国が共同して行う事業等について技術的な枠組みを設定したりする場合などにも作成されることがある。そして、討議の記録にも様々なものがあり、その性質によって公開可能なものもあるが、通常、外交交渉の過程における討議は、公にしないことを前提に行われることが多く、本件討議の記録も、当事者双方が公開しないことを前提として取り交わしたものである（甲B第24号証14頁）。

イ 本件討議の記録は、原告の主張する公電（甲B第18号証009, 010）の開示部分に含まれておらず、また、本件討議の記録は、交換公文と異なり、官報に公示されず、公表されていない。

なお、平成11年5月17日の参議院行政監視委員会の中で言及されたのは、本件借款契約に記載された内容の概要であって、本件討議の記録の内容ではない（乙B第12号証13頁）から、本件討議の記録の内容が既に公になっていることはない。

よって、本件討議の記録は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であり、民訴法220条4号の公務秘密文書に該当する。

（申立入らの主張）

ア 本件討議の記録は、「90年度対インドネシア円借款（E／N案等）」と題する電信案に添付された英文資料の中で公開されており（甲B第18号証009），ここで黒塗りされ非公開とされている部分は本件3条件に関する記録の点のみである。

また、本件3条件についても、平成3年4月22日の国会答弁で、本件討議の記録について、中心は移転の問題及び補償基準等の問題であると確認され（甲B第24号証14頁），平成11年5月17日の国会答弁で、本件借

款契約に記載された本件3条件の概要が明らかにされた（乙B第12号証13頁）のであるから、本件討議の記録についても同様にその内容が明らかにされたと認められる。

さらに、借入国の信用力・事業実施能力に関しても、その最も重要な要素である金額、金利及び償還期限や、その他、基本約定、調達ガイドライン等に定められた基本事項も公開されている。よって、本件討議の記録の提出によって、実際に外務省の業務に悪影響がある可能性は全く認められない。

以上より、本件討議の記録の全部あるいは少なくとも本件3条件に関する規定部分は、公務秘密文書に該当しない。

イ 民訴法223条3項後段の監督官庁の意見に付すべき理由は、同条4項の効果にかんがみると具体的であることが必要であるが、本件に関する監督官庁の意見は、抽象的にすぎ、具体的な理由を示したものとはいえない。

また、本件討議の記録については、上記平成3年4月22日の国会答弁において、「中心は当然移転の問題それから補償基準等の問題」について確認するものであることが明らかにされており、その規定内容がほぼ推測できる状況になっているが、監督官庁は、秘密性がなくなっている本件3条件に関連する条項の提出については何ら意見を付していないのであり、監督官庁が述べるような、インドネシア政府との正常な関係が損なわれ、円借款事業の遂行に影響が及ぶ旨のおそれが存在しないことは明らかである。

以上によれば、監督官庁の意見は、抽象的にすぎ、法が理由開示を定めた趣旨を満たしておらず、相当の理由があると認めるに足りるものでないことは明らかである。

## (2) 民訴法220条3号前段該当性について

(申立人らの主張)

本件討議の記録には、本件3条件が規定されているところ、これは、本件プロジェクトによって影響を受ける世帯（Project Affected Families, PAFs）の

法的地位・利益が、本件プロジェクトにより不当に侵害されないことを目的として定められているものであることは明白である。

また、本件討議の記録が調印、締結された経緯として、日本のODAに対する批判が世界的に高まり、インドのナルマダ・ダムへのODAに対する批判、インドネシアのクドゥン・オンボ・ダムにおける問題や、民間調査団が本件ダムに対するODA供与の中止を申し入れたことなどがあり、これらの失敗を繰り返さないため、本件討議の記録に本件3条件が付されたことは明らかである。

したがって、本件討議の記録は、申立人らについて、直接又は間接にその法的地位を明確にするために規定された条項を含んでおり、申立人らの利益をその目的の1つとする文書である。

なお、民訴法220条1号ないし3号により提出義務のある文書について、あえて同条4号の除外規定を類推適用し、提出義務の範囲に絞りをかけることに合理的理由はなく、利益文書について、民訴法191条、197条の類推適用はないと解すべきである。

#### (相手方国の主張)

本件討議の記録は、日本及びインドネシアの両国政府が、円借款の交渉の過程における一定の方針を明らかにしたものにすぎず、相手方国が、インドネシアの個々の国民に対し、その法的利益を保護するために、何らかの法的義務を負担する趣旨で作成されたものではない。

仮に、申立人らの主張する本件3条件が申立人ら主張のとおりの内容であって、その履行によって申立人らが何らかの利益を受けることがあったとしても、それは両政府間の行為の結果から生ずる反射的利益にすぎず、相手方国に対して申立人らとの関係で何らかの法的義務を負担させるものではない。

したがって、本件討議の記録は、インドネシアの国民である申立人らの法的地位や権利権限を直接証明し又は基礎づける目的で作成されたものではなく、民訴法220条3号前段の利益文書には該当しない。

また、本件討議の記録は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのある文書であるから、民訴法191条の類推適用により、文書提出義務が否定される。

## 2 本件借款契約の文書提出義務の有無

### (1) 民訴法220条4号口該当性について

(監督官庁の意見)

ア 本件借款契約は、未公表を前提にインドネシア政府から提供された同国の財務状況等の信用情報や融資対象プロジェクトに係る詳細情報等に基づく規定が盛り込まれており、これらが公表される場合、インドネシア政府の意思に一方的に反することになり、インドネシア政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるばかりか、同国の信用を毀損し、融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げるおそれがある。

イ また、本件借款契約には、円借款の供与に係る条件や相手国政府が守るべき事項（以下「融資条件等」という。）が詳細に記載されている。一般に、借款契約に記載された融資条件等は、円借款事業の円滑な実施のために借入国ごとに異なるものであり、本件借款契約を公開した場合、他の借款契約と比較することにより、相手方J B I Cは、他の借入国等からその相違について指摘され、締結済み借款契約の融資条件等の見直しを求められるおそれがある。同様に、他国との新規案件の交渉の際にも、公開された融資条件等とのバランスを強く意識せざるを得ない立場におかれることとなる。

したがって、これらが公表されると、相手国の信用力や事業実施能力に応じた適切な条件設定を行うことができなくなり、円滑な円借款事業の実施を行うことができなくなるなど、相手方J B I Cは、相手国との交渉上著しい不利益を被るおそれがある。

ウ 借款契約は、日本国円借款実施機関である相手方J B I Cが、円借款事

業のプロセスの一部として、借入国との間で締結する契約であるが、これは外務省が行う政府開発援助の手法の一つである円借款に関する事務と不可分の関係にある。仮に、本件借款契約を公にすることにより、上記のような種々の問題が生じる場合には、外務省が行う円借款契約の検討、借入国との調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがある。また、相手方 J B I C の金融機関としての信用を失墜させ、その結果として日本国への信頼が損なわれるおそれがある。

工 以上のとおり、本件借款契約は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しく支障を生ずるおそれがある文書であり、民訴法 220 条 4 号口に該当する。

(相手方 J B I C の主張)

ア 民訴法 220 条 4 号口の「公務員」は、民訴法 191 条に定める公務員と同様に考えるのが妥当であるところ、相手方 J B I C の役員又は職員には、国家公務員の守秘義務と同様の守秘義務が課されており（国際協力銀行法 19 条）、相手方 J B I C は、その目的及び業務内容から、公務に従事するとみなされる特別法人に該当し、国際協力銀行法 20 条は、「刑法その他の罰則の適用について」公務員とみなされると規定されているところ、日本輸出入銀行法にも、同銀行の職員の公務員該当性を基礎づける規定として同様の規定が設けられており、さらに、相手方 J B I C は、海外経済協力基金と日本輸出入銀行の権利義務を承継して設立された。

国際協力銀行法 20 条は、相手方 J B I C の業務の性格は公共的色彩が強いことにかんがみ、その業務の適正、妥当な運営を期すため、少なくとも刑法その他の罰則の適用については公務員として取り扱うことを明確にしたものであるが、同条は、公務員として取り扱うことを上記の場合にのみ限定しているわけではなく、それ以外の場合に公務員とみなされるか否かは解釈にゆだねている。そして、相手方 J B I C が行う海外経済協力業務の一業務で

ある円借款の供与は、日本の外交関係の一翼を担うものであり、公務に属することは明らかであるところ、民訴法220条4号口にいう「公務員の職務」とは、公務を指すことが明らかであるから、本件借款契約は、同条項にいう「公務員の職務上の文書」に該当する。

また、公務秘密文書とは、公務員の職務上の秘密が記載されている可能性がある文書であるから、私法上の契約であっても、公務員の職務上の秘密が記載されていれば、公務秘密文書に該当する。

さらに、借款契約は、我が国の円借款実施機関である相手方J B I Cが、円借款事業のプロセスの一部として、閣議決定を踏まえて、日本国政府と借入国政府との間で締結される交換公文の枠組みの下で締結するものであるから、外務省が行う政府開発援助の手法の1つである円借款に関する事務と不可分の関係にある。

よって、同号口の「公務員」には、相手方J B I Cの役員及び職員も該当する。

イ 本件借款契約は、いずれも本文及び付帯文書から成っており、本文は、表紙、目次及び各契約条項により構成されており、借款の金額、目的、償還、利息とその支払方法が約定され、さらに、特約条項、調達手続、借款の監理、通知や請求に関する手続事項等が互いに関連づけて具体的に記述されている。そして、本件借款契約においては、他のプロジェクトと異なる特徴的な条項として、本件3条件に関する記載が、同契約中に分散して存在する（疎第2号証12、13頁）。

一般に、借款契約の締結交渉においては、借入国政府に対し、相手方J B I Cによって作成された借款契約書の素案が提示されるが、相手方J B I Cは、同素案を作成するに当たっては、まず、借入国政府から公にしないことを前提として、借入国政府の政策、財政状況、政治経済状況等の情報のほか、財務状況等の信用情報、各種の未公開の経済指標、融資対象プロジェクト及

び事業実施機関の事業遂行能力に係る詳細な情報などの提供を受け、借入国政府の信用力や事業実施能力について評価する。その上で、その評価に応じて、当該プロジェクトが円滑に開始され、運営されるよう配慮した条件や、プロジェクトごとの固有の事情を反映した条件など個別的な規定を設けるなし、さらに、借款契約の実施における権利義務や手続事項について具体的に検討し、適切な配慮を行い、個別に判断した上で、当該素案を作成する。そして、個別の借款契約書は、相手方J B I Cが標準的なものとして公にしている基本約定及び各種ガイドラインをベースとして、借入国政府の個別事情を反映しているのであるから、条項の内容や構成及び個数において相応の差異がある（丁A第15号証5頁、疎第2号証12、13頁）。

このように、借款契約は、借入国政府の信用力や事業の実施能力に関する情報を色濃く反映するものであるから、公表を前提とすることなく締結されるものである（丁A第15号証5頁）。本件借款契約もその一例であり、本件借款契約においては、インドネシア政府の信用力や事業実施能力等について評価し、当該評価を反映して策定されているのであるから、公表を前提としていない点は同様である。そして、相手方J B I Cは、借入国政府であるインドネシア政府自体も本件借款契約の開示に反対である旨を確認している。

ウ 上記イ記載の本件借款契約又は本件3条件の内容からすれば、これらが開示された場合、相手方J B I Cと借款契約を締結した国その他諸外国との信頼関係が損なわれ、今後、相手方らが諸外国との間で行う外交政策、契約交渉に多大な影響を与えることになる。また、本件借款契約は、借入国から提供された信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等を反映したものであるから、これが公表されると、融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げたりするおそれがあるばかりでなく、借入国の信用を毀損したり、外務省の行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務にも多大な悪影

影響を与えるおそれも存する。

また、債権保全の観点から、本件借款契約を締結するに当たっては、貸付実行後には借入れ側に負担させる義務の具体的な内容や、貸付け側が留保する権利の具体的な内容が重要であり、金額、金利、償還期限等が公開されていたことだけで、公務秘密文書に該当しないということにはならない。

なお、申立人らの主張するフィリピン共和国政府との借款契約は、相手方J B I C が調印した借款契約ではないし、同相手方及びフィリピン共和国政府が公表したものではないから、これが公開されているとはいえない。

よって、本件借款契約は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であるから、民訴法220条4号の公務秘密文書に該当する。

(申立人らの主張)

ア 相手方J B I C の役員及び職員は、国際協力銀行法上、「刑法その他罰則の適用について」のみ、「法令により公務に従事する職員」とみなすことを定められているにすぎないから、特別法人の取扱いでも、日本銀行法30条が一般的に法令により公務に従事する職員とみなすと規定しているのと異なり、民訴法の適用においては、「法令により公務に従事する職員」とはみなされないと解すべきであり、民訴法220条4号の「公務員」には該当しない。

また、相手方J B I C は、本件借款契約は私法上の契約であって、交換公文には拘束されないと立場である上、借款契約の中には、交換公文がなくても締結されるものもあるから、監督官庁の主張するように、円借款に関する事務と不可分の関係にあるとはいはず、本件借款契約は公務秘密文書には該当しない。

イ 本件借款契約において規定されている本件3条件の概要は、平成11年5月17日の国会答弁において明らかにされており(乙B第12号証13頁)、

また、借入国の信用力・事業実施能力に関しても、その最も重要な要素である金額、金利及び償還期限や、その他、基本約定、調達ガイドライン等に定められた基本事項も公開されている。

以上によれば、本件借款契約の全部あるいは少なくとも本件3条件に関する規定部分は、公務秘密文書に該当しない。

ウ 監督官庁の意見は、抽象的であり、具体的な理由を示したものであるとはいえない、相当な理由があるとはいえない。

借款契約の概要は公表され、その基本的構造は明らかになっている（甲A第78号証76、77頁）。したがって、既にその基本的内容が明らかになっている本件3条件に関する規定について、既に明らかになっている借款契約の概要の中でどこに位置するのかを明らかにすることにより、相手方らが主張するような弊害があるとは認められない。

また、相手方J B I Cとフィリピン共和国政府との間で締結された借款契約が公開されているが、その公開によって借款契約の融資上検討の見直しが求められたり、新規案件の交渉の際に適切な条件設定ができなかつたりした事実はなく、上記公開された借款契約の内容をみても、詳細な内容ではなく、総務省の行政監察結果として公表されている内容とさほど変わっているものでもない（甲A第76号証95、96頁参照）。

さらに、上記フィリピン共和国政府との間の借款契約が公開されたことにより、外務省が行う円借款案件の検討等に悪影響が出たり、相手方J B I Cの金融機関としての信用が失墜した等の事実もない。

そして、監督官庁は、既に本案訴訟においてその内容が公になっているといえる本件3条件及び本件履行確保特約条項に関する部分の一部提出について、何ら意見を付していないところ、同部分については秘密性は存しない。

以上により、監督官庁の意見は相当の理由があると認めるに足りるものでないことは明らかである。

(2) 民訴法 220条4号ハ該当性について

(相手方 J B I C の主張)

借款契約は、借入国の信用力や事業の実施能力に関する情報を色濃く反映するものであるから、公表されないことを当然の前提として締結されるものであり、仮に、本件借款契約が公開された場合、当該借入国のみならず、ほかの円借款の借入国との信頼関係を損なうおそれがある。また、借款契約においては、借入国・実施機関の信用力・事業実施能力に応じて異なる条件を付していることから、ある案件における借款契約が開示されれば、借入国は他国の案件、類似の案件との契約条件の比較が容易となり、既存の借款契約の諸条件の見直しを求められるおそれがあるばかりか、新規の円借款契約における契約条件の交渉においても、開示された借款契約の契約条件とのバランスを意識せざるを得なくなり、相手国の信用力及び事業実施能力の実情に応じた諸条件の設定を行うことができなくなるなど、相手方 J B I C の新規の海外経済協力業務の遂行に深刻な影響を与え、以後その遂行も非常に困難になる。

また、本件借款契約について、相手方 J B I C もインドネシア政府のいずれも、その相手に対し、黙秘の義務を免除したことはない。

したがって、本件借款契約は、職業の秘密に関する事項が記載されている文書であり、民訴法 220条4号ハに該当する。

(申立入らの主張)

前記のとおり、既に公になっている本件 3 条件に関する規定については、これを公にすることによって、相手国が受ける不利益はなく、相手国及び他の円借款借入国との信頼関係が損なわれることも、借入国の信用が毀損されることも、既存の円借款契約や新規の円借款契約に影響が生じることもあり得ない。

そして、相手方 J B I C から、本件 3 条件に関する職業の秘密に該当する具体的な内容に関する主張がない以上、本件借款契約の内容が職業の秘密に関する事項とはいえないのであるから、本件借款契約の全部あるいは少なくとも本件

3条件に関する規定部分は、職務秘密文書には該当しない。

なお、前記のとおり、平成11年5月17日の国会答弁で、本件借款契約中の本件3条件の概要が明らかにされ、相手方J B I Cは、本件において、本件3条件に関する規定の内容を大要認めているから、同規定については、黙秘の義務を免除したものと評価できる。

### (3) 民訴法220条3号前段該当性について

#### (申立入らの主張)

本件借款契約には、本件3条件が規定されているところ、本件3条件は、本件プロジェクトによって影響を受ける世帯（P A F s）の法的地位・利益が、本件プロジェクトにより不当に侵害されないことを目的とするものであることは明白である。

また、本件借款契約が調印、締結された経緯には、前記のとおり、日本のO D Aに対する批判が世界的に高まり、インドのナルマダ・ダムのO D Aに対する批判、インドネシアのクドゥン・オンボ・ダムにおける問題や、民間調査団が本件ダムに対するO D A供与の中止を申し入れたことなどがあり、これらの失敗を繰り返さないため、本件借款契約に本件3条件が付されたことは明らかである。

したがって、本件借款契約は、申立入らについて、直接又は間接にその法的地位を明確にするために規定された条項を含んでおり、申立入らの利益をその目的の1つとする文書である。

なお、民訴法220条1号ないし3号により提出義務のある文書について、あえて同条4号の除外規定を類推適用し、提出義務の範囲に絞りをかけることに合理的理由はなく、利益文書について、民訴法191条、197条の類推適用はないと解すべきである。

#### (相手方J B I Cの主張)

本件借款契約は、相手方J B I Cとインドネシア政府との間で締結された契

約書であって、相手方J B I Cと申立人らとの間で締結された契約書ではなく、また、本件3条件に関連する規定については、相手方J B I Cが、本件事業を融資するに当たって、事業実施主体であるインドネシア政府が本件プロジェクトの円滑な遂行を目的として留意すべき事項を定めたものであって、直接申立人らの法的地位や権利権限を証明し又は基礎づけることを目的として定められた規定ではない。

また、仮に、上記規定により、申立人らが何らかの利益を受けることがあったとしても、それは、相手方J B I Cとインドネシア政府の行為の結果から生ずる反射的利益にすぎない。

したがって、本件借款契約は、インドネシアの国民である申立人らの法的地位や権利権限を直接証明し又は基礎づける目的で作成されたものではなく、民訴法220条3項前段の利益文書には該当しない。

なお、仮に本件借款契約が同条項の利益文書に該当したとしても、前記のとおり民訴法220条4号口及びハの除外事由に該当するから、民訴法191条の類推適用により、文書提出義務はない。

### 3 証拠調べの必要性

(申立人らの主張)

- (1) ODAの基本理念・原則、企画、執行状況を踏まえれば、ODAにおける開発プロジェクトにおいて、日本国政府及び相手方J B I Cは、プロジェクトの策定から評価までのいずれの過程においても主導的な役割を果たし、開発プロジェクトの帰趨について決定的な地位にあり、ODAにおける日本国政府及び相手方J B I Cの地位は、共同事業主体ということができるから、ODAは日本国内において行われる公共事業と同等のものである。したがって、相手方らは、ODA供与に当たり、当該ODAに基づく開発が、これによって影響を受ける現地住民の基本的人権を侵害する事がないかどうか、現地住民の基本的利益の侵害を回避するための他の措置がないかどうか、現

地住民の基本的利益の侵害がやむを得ない場合にはそれを正当化するだけの当該開発行為の公共性・必要性があるかどうか、基本的利益の侵害に対する代償措置が十分であるかどうか、被援助国において「基本的人権及び自由の保障」を十分に図ることができるかどうか等について、慎重に注意してプロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理・評価に当たる義務を憲法及び条理に基づいて負っている。

相手方J B I Cは、本件借款契約の締結、コンサルタント契約及び工事契約への同意、本件ダム本体工事完成後の貯水同意という行為を行い、本件プロジェクトの推進を積極的に図ったのであるから、相手方J B I Cが何ら積極的行為を行わなかったとの主張は失当である。

- (2) 本件討議の記録及び本件借款契約には、前記のとおり、本件3条件が記載されているが、その内容及び文言は、日本のODAが、ナルマダ、クドゥン・オンボ及びメークワン等で現地住民との間で引き起こした問題並びに世界銀行、OECDの業務指令及びガイドラインを踏まえて定立された条件であることは明確であるから、世界銀行、OECD及び相手方J B I C(O E C F)が作成した基準、国際人権規約及びIL O 1 6 9号条約に定められた非自発的移住に関する基準を契約内容に具現化し、日本国政府及び相手方J B I Cがこの基準に従って本件円借款を執行することを自ら義務づけたものであり、また、本件ODAによって影響を受ける現地住民らの利益のために付された条項であり、現地住民らの保護をその射程距離においている。

このように、本件3条件については、この条件を満たさなければ円借款を供与しないことが明記されていたのであり、法的拘束力があるのである。少なくとも、本件3条件が、事実行為である本件円借款供与について相手方らが負担していた、不文の法原則から導かれる行為規範の内容を構成する重要な要素であることは明らかである。

したがって、本件討議の記録及び本件借款契約は、相手方らが負担する、

ODAの趣旨目的、内容、規模等に応じて、適切なODAの企画・執行を行う義務及び当該行政活動の関係者の人権を侵害してはならないという「非自発的移住に関する注意義務」及び「本件3条件に基づく注意義務」の具体的な内容を定めたものである。

(3) 本件3条件については、この条件を満たさなければ円借款を供与しないことが明記されていたのであり、特に、本件借款契約では、本件3条件の履行を確保するために、本件履行確保特約条項が定められており、相手方J B I Cは、本件履行確保特約条項に従って、3か月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書の提出を受けるとともに、自らも住民移転同意及び補償合意手続の進行状況や移転地の状況等を調査し、その結果を受けて本件プロジェクトの進行に必要なコンサルタント契約及び資機材や役務の調達契約の締結に同意するかどうか、ダム貯水開始に同意するかどうかを判断することが問われていたものである。

本件借款契約に定められた同意権及び本件履行確保特約条項は、本件プロジェクトによって住民の権利・利益が侵害されないように進められるべきことをインドネシア政府に義務づけると共に、相手方J B I Cに対しても、本件プロジェクトが住民の権利利益を侵害していないことを確認して本件プロジェクトの進行を図ることを定めた実質的な内容を持った規定である。

したがって、本件借款契約では、住民の権利利益の保護を、本件プロジェクトの直接の目的の1つとしたことは明白であり、これらの規定から申立人らが受ける利益は単なる反射的利益ではなく、本件借款契約の保護範囲にある法的利益に値する利益である。

(4) したがって、本件討議の記録及び本件借款契約は、申立人らの請求を基礎づける基本文書として、証拠調べの必要性があることが明らかである。

相手方J B I Cは、本件3条件の規定について、その位置づけ、意味づけ

は申立人らの主張するとおりではないと争っているから、本件討議の記録及び本件借款契約を提出させ、その内容を検討する必要性は極めて高い。

(相手方国の主張)

(1) 申立人らは、憲法や条理を根拠としているが、憲法は日本の領土外に在留する外国人に対して基本的人権を当然保障しているものではないし、申立人らの主張する法的義務を基礎づける憲法の規定や条理は見当たらない。

本件開発プロジェクトの実施主体は相手国政府であり、仮に相手方J B I Cが円借款を融資しない場合に、相手国政府がプロジェクトを中止するに至ったとしてもそれは事実上のものにすぎず、ODAプロジェクトにおいては、その決定権は相手国にあるのであるから、申立人らの主張する利益は反射的な利益にすぎない。

(2) 本件討議の記録は法的拘束力を持たず、本件討議の記録に記載された事項は、相手方国の公務員が円借款の被援助国の住民らに対して職務上の法的義務を負担する根拠となるようなものではない。

(3) 本件借款契約は、相手方J B I Cとインドネシア政府との間の私法上の契約であり、契約の履行により申立人らが何らかの利益を受けることがあったとしても、それは両者間の行為の結果から生ずる反射的利息にすぎず、また契約の当事者ではない相手方国に対して同じく当事者ではない申立人らとの関係で法的義務を負担させるものではないから、その内容が申立人らとの関係で何ら法的義務を負担させるものではない。

(4) したがって、申立人らの請求は主張自体失当であって、本件討議の記録及び本件借款契約も相手方国の法的責任を基礎づける文書とはなり得ず、これを証拠として取り調べる必要はない。

(相手方J B I Cの主張)

(1) 申立人らは、憲法や条理を義務発生の根拠としているが、憲法は日本の領土外に在留する外国人に対し基本的人権を当然に保障しているものではな

く、また、本件において、相手方J B I Cによって条理上の作為義務が認められるほどに危険な先行行為が行われたという事実は存在しないから、条理上の作為義務も認めることはできない。

本件開発プロジェクトの実施主体は、あくまで借入国であるインドネシア政府であるから、相手方J B I Cが開発プロジェクトの帰趨について決定的地位にあるとはいえない。

(2) 本件借款契約は、相手方J B I Cとインドネシア政府との間で締結されているものであって、相手方J B I Cと申立人らとの間で締結されているものではないから、このような契約を根拠に相手方J B I Cが申立人らに対して本件借款契約に基づく義務を負うことはない。

(3) 本件借款契約で特約された同意権は、プロジェクト実施機関によるコンサルタント契約及び請負契約の締結に至る手続に問題がないかどうかを確認する手続の一種であるから、この同意権をもって、融資機関である相手方J B I Cが事業実施主体と同様のプロジェクトを進行するか否かの決定権を有したということはできない。また、契約同意のもつ意味がいかなるものであったとしても、本件借款契約は、相手方J B I Cとインドネシア政府との間で締結されているものであって、申立人らとの間で締結されているものではないから、このような契約を根拠に相手方J B I Cが申立人らに対し本件借款契約に基づく義務を負うことはない。仮に、本件借款契約によって申立人らが影響を受けるとしても、それは相手方J B I Cとインドネシア政府の行為の結果から生ずる反射的利害にすぎない。

(4) 以上のとおり、申立人の主張には何ら合理性がなく、立証する必要性がなく、本件3条件が記載された本件借款契約も、相手方J B I Cの法的責任を基礎づける文書とはなり得ないから、これを証拠として取り調べる必要はない。

これは謄本である。

平成 18 年 6 月 9 日

東京地方裁判所民事第 49 部

裁判所書記官

井手本 明